

# 杨木県公報

平 成 27 年 6月10日(水) 号 外 第 46 号

		目	次	
議 会 が				
		議	会	
	)栃木県議会会議規則の一部改止		目	

#### 栃木県規則第三十六号

平成二十七年六月十日建築土法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築土法施行縄則の一部改正)

第一条 建築士法施行細則(昭和二十五年栃木県規則第百三十号)の一部を次のように改正する。

し、同条の次に次の一条を加える。場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する」を「訂正する」に改め、同項を同条第二項と第七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「訂正し、前項の規定による申請のあつた

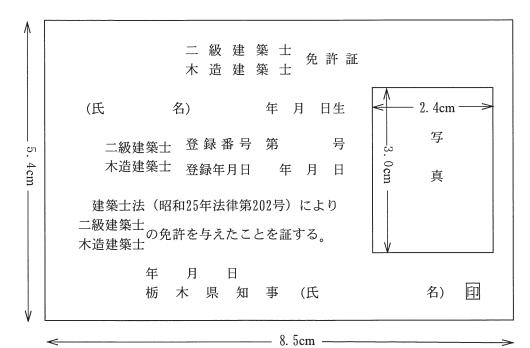
(書換え交付の申請)

- え交付を申請しなければならない。 築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建第七条の二 二級建築士及び木造建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、二級建築士
- れを知事に提出しなければならない。付した第三号の二書式による免許証(免許証明書)書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、こ2 前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真を貼
- る。第十二条の三中「、第八条」を「から第八条まで」に、「第七条第三項」を「第七条の二第三項」に改める。知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第二号書式を次のように改める。 (平成二十七年国土交通省令第八号) 附則第二条の規定により読み替えて適用される」を加える。第三十四条中「登録簿及び」の下に「建築土法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令第三十条第一項中「第二十三条の五第一項」の下に「及び第二項」を加える。

# 第2号書式 (第5条関係)

(表)



講習受講履歴 講習の種別 修 了年 月 日 修 了証番号

----- 7. 5cm -

(裏)

無川中の二神代中「(第7条関係)」や「(第7条の2関係)」と、「第7条第2項」や「第7条の2第 1項」とおるや。

第九号書式を次のように改める。

# 第9号書式 (第30条関係)

(第1面)

正 副

## 建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に変更を生じましたので、建築士法第23条の5 (第1項)の規定により、関係 書類を添えて届け出ます。

年 月 日

開設者氏名\_\_\_\_\_ (開設者本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事

様 指定事務所登録機関 (名称)

	<del></del>	一旦趴饭		<u> Пили</u>					iste				
登			録		事			項	変	更			後
建築士事務所		ふりカ	ぶな										
		名	称										
		所 在	地	TEL					TEL				
開	個	ふりカ	な										
	人であ	氏	名										
∌n.	個人であるとき	住	所	TEL					TEL				
設	法	ふりカ	うな										
	人であ	名	称										
者	法人であるとき	法 所 在	人地	TEL					TEL				
		ふりカ	な										
		氏	名										
建第事務	英士	免許の		一級・二級・	木造 頦	建築Ⅎ	-		一級・二級・木	造建築士			
管理建第	する	及 登録番	び 子号	(	登録)	第		号	(	登録)第			号
		管理員	皇築	修了年月日		年	月	日	修了年月日		年	月	日
		士 講	習	修了証番号					修了証番号				
変	更	年月	日			年	月	日	※受付				
現	登 録	年 月	日			年	月	日					
登	録	番	号		第			号					

## 備考

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 登録事項欄は全て記入し、変更後欄は変更を生じた事項のみ記入してください。

(第2面)

役員

登		録	事	項	変						更				後
ふ氏	り	が	役	名	ふ氏	り	が	な 名	役		名	生	年	月	日
								男					年		日生
			 					女					 年	 月	日生
			 					女男・女					年	 月	日生
			 					男					年	 月	日生
			 					女 男 ;					 年	月	日生
			 					女男;	 				 年	月	日生
			 					女男:					 年	月	日生
			 					<u>女</u> 男・					 年	月	日生
, <del></del> -			 					<u>女</u> 男					 年	月	日生
			 					女男・女					年	月	日生
			 					男					 年	月	日生
			 					<u>女</u> 男					 年	月	日生
			 					<u>女</u> 男					年		日生
			 					女 男 •					· 年		日生
			 					<u>女</u> 男							
								女	別糸	E の	有 無		年 ———— 有 口		無 □

# 備考

- 1 登録事項欄は全て記入し、変更後欄は変更を生じた役員のみ記入してください。
- 2 記入しきれない場合は、別紙の有無欄の有の□にレ点を付け、この様式に準じて別紙に記入し、 添付してください。

(第3面)

#### 所属建築士

		新	た	に	所	属	建	築	士	ح	な	つ	た	者			
氏	名	士、三築士ス	建築二級建又は木築士の	登録	番号	道府 建築	を受け 県名 士又は 士の場	(二級 は木造	築士計一ある	又は記 級建第	一級備士あ旨	構築量設備等量	に証又 設計一 に証の	は級	所 属年	月	た 日
															年	月	日
															年	月	日
															年	月	日
															年	月	日
		現	行の	所	属建	築	士 及	てび	所 煏	を	外と	l た i	建築	士			
氏	名	士、三築士ス	建築 二級建 又は木 築士の	登録	番号	道府 建築	を受け 県名 士又は 士の場	(二級 は木造	築士計一ある	又は記 級建第	一級備芸ない	構造記 建二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	二証又 设計一 二証の	は級	所属 <i>を</i> 年	を外 <i>ネ</i> 月	にた 日
															年	月	日
															年	月	日
															年	月	日
															年	月	日
															年	月	日
															年	月	日
															年	月	日
															年	月	日
									別刹	<b>も</b> の	有 無	1	Ī 🗆		無		
		変			 更			——— 前	変			——— 夏	i				後

変	更	前	変	更	後
計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名名名名名	計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名名名名名

#### 備考

- 1 記入しきれない場合は、別紙の有無欄の有の□にレ点を付け、この様式に準じて別紙に記入し、 添付してください。
- 2 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士欄は、従前に登録された全ての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。

#### 第二条 建築土法施行細則の一部を次のように改正する。

る。交通省令第八号)附則第二条の規定により読み替えて適用される省令第二十条の四に規定する書類」を削第三十四条中「及び建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土

#### 当 张

から施行する。この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十八年六月二十五日

(建築課)

# 議会

#### 栃木県議会規則第二号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十日

栃木県議会議長 岩 崎 信

# 栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

別表栃木県議会情報公開審査会の項の次に次のように加える。栃木県議会会議規則(昭和三十七年栃木県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

議会あり方検討会	び協議議会のあり方に関する調査及	会派から選出された議員	√k m式

#### 温 强

この規則は、公布の日から施行する。